

---

---

## 国勢調査近づく

---

---

昭和30年の国勢調査の年を間近かに控えて、いよいよ昭和30年国勢調査調査区設定の作業が始められる時期となった。

昭和30年国勢調査は本年4月、統計法の1部改正によつて、「国勢調査は10年間隔でその間5年毎に簡易な国勢調査を行う」と定められて、最初の簡易な調査となるわけである。国勢調査は改正前では5年毎に行うことになっていたのを、行政事務の簡素化、調査の中間期をつなぐ標本調査の発達等の見地から10年間隔でも支障を来すことはないということで、この決定をみたくことはすでに周知のとおりである。政府が昭和25年国勢調査において要した20億円強の経費、調査の準備から結果の公表に至る期間6年余、その間調査に何等かの形でたづさわることのあつた人、数十万人という龐大な調査にかんがみ、種々の状況にてらして妥当な調査を行うように検討を加えたことは当然のことと言えよう。

ところで最初の簡易な調査となる昭和30年国勢調査はどの位の経費期間を要し、その内容はどんなものになるかは未だわかつていないが、その性質上やはり少くない経費も必要となるであろう。また国勢調査の10年間隔への改正と同じように、行政事務の簡素化、財政支出の節約等の見地から1時期に比べて統計調査の数も減少し1調査の経費も少なくなつて来ている。しかし統計調査はその性質上、或る限度以下の経費ではその結果が正確性を欠くこととなり、特に標本調査の場合等は調査結果が調査の目的に適合しないような場合も起りかねないのである。また統計調査が直接現在行われている行政に役立つことが少いという理由から、統計調査の実施が次第に少くなるということはやや近視眼的そしりをまぬがれないのではなからうか。勿論現在のような財政の苦しい時期において不用不急の統計調査を行つていることは許されない。しかし統計調査は、種々の意味で基礎的事項について恒常的な記録を残す使命を持つものであることは忘れられてはならないであろう。

昭和30年国勢調査の時期の近づくに当つて、その他の統計調査についても、統計調査及びその結果の全体が合理的な体系をなし、夫々適切な地位を占めているか否かについて、国から地方を通じての統計調査体系の検討の必要を更めて感ずるものである。